

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 保安林の指定を解除する件  
(農林水産一〇四八〇一〇五三)
- 海上における射撃訓練を実施する件  
(防衛一五八〇一六二)
- 道路に関する件  
(近畿地方整備局七六、七七)
- 都市計画に関する件  
(北海道開発局六三)
- 事業再編の実施に関する指針の一部を改正する省令  
(厚生労働七二)
- 法規的告示
- 「その他告示」
- ベース・レジストリの指定について  
(令和五年デジタル庁告示第十二号)
- を廃止する件  
(デジタル庁八)
- 特定国外派遣組織を指定する件  
(総務二五二)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件  
(法務一〇五)
- 円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件  
(外務二五二)
- スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件  
(同二五三)
- 緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件  
(同二五四)

四	三	二	一	内閣	人事異動	国会事項	六	五
官 報	〔皇室事項〕	〔官房報告〕	〔官房事項〕	指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について (国土交通省)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	厚生労働省令第七十二号 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する省令 (農林水産一〇四八〇一〇五三) 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)	令和七年七月二日 厚生労働大臣 福岡 資麿	○ おいて準用する場合を含む)の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

三	八	七	七	七	七	七	六	五
---	---	---	---	---	---	---	---	---

八	八	七	七	七	七	七	六	五
官 報	〔公 告〕	国家試験	労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	厚生労働大臣 福岡 資麿	令和七年七月二日 厚生労働大臣 福岡 資麿	○ おいて準用する場合を含む)の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

八	八	七	七	七	七	七	六	五
官 報	〔公 告〕	国家試験	労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	厚生労働大臣 福岡 資麿	令和七年七月二日 厚生労働大臣 福岡 資麿	○ おいて準用する場合を含む)の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

八	八	七	七	七	七	七	六	五
官 報	〔公 告〕	国家試験	労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略)	厚生労働大臣 福岡 資麿	令和七年七月二日 厚生労働大臣 福岡 資麿	○ おいて準用する場合を含む)の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

二| 令第三十五条第一号に規定する飲食店  
一| 営業のうち、従業者が常駐せず全自動調  
理機により調理された食品を販売する場  
合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、  
タ及びレ並びに前号トの基準を適用しな  
い。

ホトト (略)

**別表第二十（第六十六条の七関係）**

一| 令第三十五条第一号に規定する飲食店營

イ| 自動車において調理をする場合にあつ  
ては、次に掲げる要件を満たすこと。  
(1) (3) (略)

ロ| 従業者が常駐せず、全自動調理機によ  
り調理された食品を販売する場合にあつ  
ては、次に掲げる要件を満たすこと。  
(1) 施設（全自动調理機を含む。)(2) 及び  
(6)において同じ。)の全体の衛生状況を  
確認するための監視設備を有すること。

(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施  
設の営業者が全自動調理機を停止する  
ことができる機能を有すること。

(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調  
理の工程等の状況を監視し、異常が生  
じた場合に自動的に停止する機能を有  
すること。

(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等  
を防止する構造を持つ、調理後の食品  
に係る保管設備を有すること。

(5) 全自動調理機が、調理後の食品につ  
いて、一定の時間を経過した場合には  
当該食品を提供しない機能を有すること。

(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設  
の営業者と連絡ができるよう、当該営  
業者の連絡先の掲示を行うこと。

(新設)

二| ヘ (略)

**別表第二十（第六十六条の七関係）**

一| 令第三十五条第一号に規定する飲食店營

業| 自動車において調理をする場合にあつて  
は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) (3) (略)

(新設)

二| ヘ (略)

**別表第二十（第六十六条の七関係）**

一| 令第三十五条第一号に規定する飲食店營

○財務省告示第十号  
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和七年七月二日

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

**法規的告示**

附則  
(施行期日)  
この省令は、令和八年四月一日から施行する。

1 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条の規定により基準を定める都道府県は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の別表第十九及び別表第二十の基準を参照して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めることができる。

六| その他事業再編に関する重要な事項  
イ、ニ [略]  
ホ| 事業者が事業再編又は特別事業再編を  
実施するに当たり、法第三十一条第一項  
の規定による会社法第三百九条第二項、  
第四百五十九条第一項及び第四百六十条  
第一項の規定の適用についての特例措置  
並びに法第三十一条第二項の規定による  
特例措置を受けようとする場合  
事業者は、一の事業再編による生産性  
及び財務内容の健全性の向上に関する目  
標の設定に関する事項又は三の特別事業  
再編による生産性の向上及び財務内容の  
健全性の向上並びに四の需要の開拓に関  
する目標の設定に関する事項に定める目  
標等の必要な要件に加え、特定剰余金配  
当に係る会社法第四百五十四条第一項の  
規定による決定に係る株主総会又は取締  
役会の決議において金融商品取引所が特  
定剰余金配当株式等をその売買のため上  
場することを承認したことを当該特定剰  
余金配当がその効力を生ずることの条件

改	正	後	改	正	前	
六  その他事業再編に関する重要な事項 イ、ニ [略] ホ  事業者が事業再編又は特別事業再編を 実施するに当たり、法第三十一条第一項 の規定による会社法第三百九条第二項、 第四百五十九条第一項及び第四百六十条 第一項の規定の適用についての特例措置 並びに法第三十一条第二項の規定による 特例措置を受けようとする場合 事業者は、一の事業再編による生産性 及び財務内容の健全性の向上に関する目 標の設定に関する事項又は三の特別事業 再編による生産性の向上及び財務内容の 健全性の向上並びに四の需要の開拓に関 する目標の設定に関する事項に定める目 標等の必要な要件に加え、特定剰余金配 当に係る会社法第四百五十四条第一項の 規定による決定に係る株主総会又は取締 役会の決議において金融商品取引所が特 定剰余金配当株式等をその売買のため上 場することを承認したことを当該特定剰 余金配当がその効力を生ずることの条件	(傍線部分は改正部分)		六  その他事業再編に関する重要な事項 イ、ニ [略] ホ  事業者が事業再編又は特別事業再編を 実施するに当たり、法第三十一条第一項 の規定による会社法第三百九条第二項、 第四百五十九条第一項及び第四百六十条 第一項の規定の適用についての特例措置 並びに法第三十一条第二項の規定による 特例措置を受けようとする場合 事業者は、一の事業再編による生産性 及び財務内容の健全性の向上に関する目 標の設定に関する事項又は三の特別事業 再編による生産性の向上及び財務内容の 健全性の向上並びに四の需要の開拓に関 する目標の設定に関する事項に定める目 標等の必要な要件に加え、特定剰余金配 当に係る会社法第四百五十四条第一項の 規定による決定に係る株主総会又は取締 役会の決議において金融商品取引所が特 定剰余金配当株式等をその売買のため上 場することを承認したことを当該特定剰 余金配当がその効力を生ずることの条件			

(略)

二| 三十

する場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十二条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三百三十三条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置を受けることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十四条（特定剰余金配当の効力）

とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十二条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三百三十三条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置を受けることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十四条（特定剰余金配当の効力）

この告示は、令和七年七月二日から施行する。

この告示は、令和七年七月二日から施行する。

## その他の告示

○デジタル庁告示第八号  
○デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第十四号の規定に基づき、ベース・レジストリの指定について（令和五年デジタル庁告示第十二号）は、廃止する。  
令和七年七月二日

○デジタル庁告示第八号  
○デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第十四号の規定に基づき、ベース・レジストリの指定について（令和五年デジタル庁告示第十二号）は、廃止する。  
令和七年七月二日

○総務省告示第二百五十一号  
○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次とのおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、次

令和七年七月二日

一名 称 豪州（ジャービスベイ）における実動訓練参加部隊  
二 国外派遣期間 令和七年七月三日から令和七年八月四日まで  
三 派遣人数（概数） 六十人程度  
四 派遣地域 オーストラリア連邦

○法務省告示第二百五十五号  
○外務省告示第二百五十二号  
○公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月二日

法務大臣 鈴木 韶祐  
中里 直人

外務大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十二条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三百三十三条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置を受けることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十四条（特定剰余金配当の効力）

とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十二条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三百三十三条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置を受けることが困難な場合を除く。）に限り、法第三百三十四条（特定剰余金配当の効力）

（訳文）  
（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ウクライナの経済の安定及び開発努力を促進するため供与される日本国の借款に関する日本国政府の代表者とウクライナ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 四千七十九億円（四七一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ウクライナの予算上の必要性に対処し、並びにウクライナによる復興及び開発を促進する事業計画（以下「計画」という。）を支援することを目的として、ウクライナ融資協力メカニズムにより支援されるウクライナのための特別収益前倒し融資の一環として、ウクライナの強化に投資するための財源の円滑化に係る金融仲介基金（以下「基金」という。）及び基金の実施機関（以下「実施機関」という。）を通じ、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国との関係法令に従つて、ウクライナ政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、JICAとウクライナ（財務大臣によつて代表される。）との間で締結される借款契約に基づいて使用される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる。

(a) 償還期間は、〇年の据置期間の後三十年とする。

(b) 年間の利子率は、適用可能な東京リスク・フリー・レートであつて六箇月間の貸出しに適用されるものに年〇・九パーセントを加えたものとする。

(c) (b)の規定にかかるわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合は、利子率は年〇・一パーセントとする。

(d) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日から二千二十七年十二月三十一日までとする。

(2) (1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 借款は、ウクライナ政府の権限のある当局が既に行つた支出又は将来行う支出を対象として使用に供される。

4 (2) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5 (2) 借款は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ウクライナと実施機関との間の合意に定める調達のためのガイドライン（以下「ガイドライン」といふ。）に従つて、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。

6 (1) JICAは、借款及びそれから生ずる利子に對して又はそれらに関連してウクライナに定める借款の元本の償還並びに利子及び他の課徴金の支払について責任を負う。

7 (1) JICAは、借款及びそれから生ずる利子に對して又はそれらに関連してウクライナに定める借款の元本の償還並びに利子及び他の課徴金の支払について責任を負う。

8 (1) ウクライナ政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する目的のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、借款の実施に從事する者及びウクライナの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

令和7年7月2日 水曜日

- 9 ウクライナ政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。  
10 (a) 借款の使用及び借款の実施の進捗状況についての情報及び資料  
(b) 借款に関連するその他の情報  
両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずるこりあらむいある事項につきてから

10 (b) 借款に関連するその他の情報  
両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウクライナ政府に

代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生

か受領した日に効力を生ずるものとすることを提  
クライナ政府からの書面による通告を日本国政府  
のためには必要とされる国内手続を完了した旨のウ

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下  
案する光榮を有します。

に向かつて敬意を表します。

二千二十五年四月十八日はヨリウで

日本國特命全權大使  
中込正志

ウクライナ  
才務二三

財務大臣 セ川ヒー・マ川チユン二閣下  
(ウクライナ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日

元榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ウクライナ政府に代わつて前

記の了解を確認するとともに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がそ

の過簡が両政府間の合意を構成し、その合意がそ  
の効力発生のために必要とされる国内手続を完了

した旨のウクライナ政府からの書面による通告を

日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとす

ることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣  
、このいづれの敬意を表します。

下は向かうで敬意を表します

ウクライナ

財務大臣 セルヒー・マルチエンコ

ウクライナ駐在

日本国特命全権大使  
中込正志閣下

○外務省告示第二百五十三号  
令和七年三月二十五日にバグダッドで、スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 一億千六百二十万円

3 贈与の供与期限 令和十一年一月三十一日

4 署名者

日本側 遠藤彰在イラク大使  
イラク側 フード・フセイン副首相兼外務大臣

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理  
國務大臣 林 芳正

○外務省告示第二百五十四号  
令和七年二月十七日にラマッラで、緊急復旧計画のための贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理  
國務大臣 林 芳正

(訳文)  
(日本側書簡)  
書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従つて行動するパレスチナ解放機構（以下「PLO」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国との経済協力に関して最近行われた討議に言及する光榮を有します。本使は、更に、前記の討議の結果として日本本国政府に代わつて次の了解を提案する光榮を有します。

1 PLOは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2 (1) 日本国政府は、パレスチナ自治政府による緊急復旧計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、パレスチナ自治政府行政機関に対し、日本国との関係法令及び予算に従つて、十八億五千二万円（一、八五〇、〇二〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2) 贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3) 贈与及びその利子の条件並びに贈与及びその利子の使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によつて規定される。

3 贈与については、贈与契約に定める期間内に行なうことができる。ただし、当該期間は、贈与契約が効力を生じた日から二千二十七年二月二十八日までの間とする。当該期間は、日本国政府及びPLの関係当局間の相互の同意により延長することができる。

4 贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正に、かつ、専ら贈与契約に定める生産物又は役務であつて計画の実施に必要なもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため及び贈与契約に定める手数料であつて計画の実施に必要なものを支払うために使用される。

5 (1) パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局は、生産物又は役務を購入することを目的として、JICAの承認を得て、独立した、かつ、能力を有する代理人（以下「代理人」という。）が贈与契約の規定に従いパレスチナ自治政府行政機関に代わつて行動するために代理人と雇用契約を締結し、又は日本国民と円貨建ての契約を締結する（この了解において、「日本国民」とは、日本国の自然人又は日本国の自然人が支配し、かつ、日本国で登録された日本国の法人をいう。）。

(2) (1)に規定する代理人との雇用契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがJICAにより書面で承認される。

(3) (1)に規定する日本国民との円貨建ての契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがJICAにより認証される。

6 贈与については、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関は、次のことをするために必要な措置をとる。

- (1) パレスチナ自治政府行政機関は、次のことの生産物又は役務の購入に関するパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。
- (2) 計画の実施に当たり、環境及び社会に対する妥当な考慮を払うこと。
- (3) 生産物又は役務が計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。
- (4) 計画の実施に当り、環境及び社会に対する妥当な考慮を払うこと。
- (5) 計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。
- (6) 計画の完了後、贈与契約に定める条件に従い、贈与及びその利子の残額をJICAに払い戻すこと。
- (7) パレスチナ自治区における生産物の速やかな積卸し、通関及び域内輸送を確保すること。
- (8) 計画の完了後、贈与契約に定める条件に従い、贈与及びその利子の残額をJICAに払い戻すこと。
- (9) パレスチナ自治区の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の人又は第三国の人に対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。
- (10) パレスチナ自治区において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。
- (11) 計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。
- (12) パレスチナ自治政府行政機関は、(1)に規定する代理人との雇用契約が締結される場合には、(1)の規定に加えて、次のことのため必要な措置をとる。

(a) 代理人の雇用に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。



実施艦	自衛艦十隻	その他
(イ) (ウ) (ア) (イ)	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚 する。
区域	三 前記区域の各点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	三 前記区域の各点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
日 時	○防衛省告示第百五十九号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日	○防衛省告示第百五十九号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日
区域	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月九日及び同月十三日(予備、 同月十日及び同月十四日から同月十六 日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで 八丈島南東方の北緯三一度一四分一四 秒、東經一四四度二六分四八秒の地点を 中心とする半径二十五海里の円内の海面 及びその上空で海面から高度一五、二四 〇メートル以下までの間	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月八日及び同月九日(予備、 同月十日)の毎日〇五〇〇から一九〇〇 まで津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九 秒、東經一三九度〇四分四八秒の地点を 中心とする半径十海里の円内の海面及び その上空で海面から高度九、一四四メー トル以下までの間
実施艦	その他 自衛艦十隻	その他 自衛艦九隻
日 時	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。
区域	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
日 時	○防衛省告示第百六十号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日	○防衛省告示第百六十号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日
区域	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月九日(予備、同月十日及び 同月十一日)の〇八〇〇から一七〇〇ま で五島列島南方の次の経緯度線により囲ま れる海面及びその上空で海面から高度一 五、二四〇メートル以下までの間	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月九日(予備、同月十日及び 同月十一日)の〇八〇〇から一七〇〇ま で北緯三度二〇分一二秒 北緯三度四七分一二秒 東経一二八度四五分五二秒 東経一二九度〇九分五二秒
実施艦	その他 自衛艦九隻	その他 自衛艦九隻
日 時	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。
区域	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
日 時	○防衛省告示第百六十一号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日	○防衛省告示第百六十一号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日
区域	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月八日及び同月九日(予備、 同月十日)の毎日〇五〇〇から一九〇〇 まで栗東市大橋一丁目五六二番一地 番地先まで	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月八日及び同月九日(予備、 同月十日)の毎日〇五〇〇から一九〇〇 まで栗東市大橋一丁目五六二番一地 番地先まで
実施艦	その他 自衛艦九隻	その他 自衛艦九隻
日 時	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。
区域	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
日 時	○防衛省告示第百六十二号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日	○防衛省告示第百六十二号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年七月二日
区域	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月八日及び同月九日(予備、 同月十日)の毎日〇五〇〇から一九〇〇 まで津軽海峡東方の北緯四一度一〇分一〇 秒、東經一四二度二九分四七秒の地点を 中心とする半径十五海里の円内の海面及 びその上空で海面から高度九、一四四 メートル以下までの間	防衛大臣 中谷 元 日 時 令和七年七月八日及び同月九日(予備、 同月十日)の毎日〇五〇〇から一九〇〇 まで津軽海峡東方の北緯四一度一〇分一〇 秒、東經一四二度二九分四七秒の地点を 中心とする半径十五海里の円内の海面及 びその上空で海面から高度九、一四四 メートル以下までの間
実施艦	その他 自衛艦九隻	その他 自衛艦九隻
日 時	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。
区域	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
日 時	○近畿地方整備局告示第七十七号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二日	○近畿地方整備局告示第七十七号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二日
区域	○近畿地方整備局告示第七十七号 栗東市大橋一丁目五六二番一地 番地先まで	○近畿地方整備局告示第七十七号 栗東市大橋一丁目五六二番一地 番地先まで
実施艦	その他 自衛艦九隻	その他 自衛艦九隻
日 時	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 対戦訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。
区域	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	三 前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
日 時	○北海道開発局告示第六十三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可した ので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和七年七月二日	○北海道開発局告示第六十三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可した ので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和七年七月二日
区域	一 施行者の名称 北海道 二 都市計画事業の種類及び名称 栗山都市計画道路事業三・四・八号新町通 三 事業施行期間 自令和七年七月二日至令和十二年三月三十一日	一 施行者の名称 北海道 二 都市計画事業の種類及び名称 栗山都市計画道路事業三・四・八号新町通 三 事業施行期間 自令和七年七月二日至令和十二年三月三十一日
四 事業地	一 収用の部分 北海道夕張郡栗山町中央一丁目及び二丁目地内 二 使用の部分 なし	一 収用の部分 北海道夕張郡栗山町中央一丁目及び二丁目地内 二 使用の部分 なし

# 国会事項

## 衆議院

(総務委員会専門員兼地域活性化・まち政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長) 衆議院常任委員会専門員 (文部科学委員会専門員) 同 (予算委員会専門員) 同 (決算行政監視委員会専門員) 同 譲りに依り本官並びに兼任を免する(各通)(以上六月三十日)

## 衆議院法制局

(第二部長) 衆議院法制局参事 藤井 宏治 (第四部副部長) 第四部第二課長 事務取扱 同 楽天見宗 願により本職を免する(各通)(六月三十日)

# 人事異動

## 内閣

国務大臣 デジタル大臣 平野 明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免する 内閣府特命担当大臣 平野 明帰朝につき内閣府特命担当大臣(規制改革)事務代理を免する(以上六月二十八日) 国務大臣 内閣府特命担当大臣 内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障)事務代理を免する(六月二十九日)

国際復興開発銀行理事に任命する (静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事) 判事兼簡易裁判所判事 益子 元暢

(広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事) 同 (東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事) 判事補兼簡易裁判所判事

願に依り本官並びに兼任を免する(各通)(以上六月三十日)

# 皇室事項

天皇陛下は、カナダの国祭日につき、六月三十日同國總督閣下へ御祝電を差せられた。

# 官庁報告

指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第五十条の二の五第三項の規定に基づき指定流通機構から主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。  
令和七年七月一日

一 主たる事務所の所在地を変更しようとする指定流通機構の名称 公益財団法人東日本不動産  
二 主たる事務所の所在地を変更しようとする年三月一日 令和七年七月二十一日  
三 主たる事務所の変更前の所在地 東京都千代田区霞が関二丁目二番十一号  
四 主たる事務所の変更後の所在地 東京都中央区日本橋二丁目三番十一号

**東北地方整備局公示**  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年7月2日 東北地方整備局長 西村 拓

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	宮城県柴田郡大河原町字新南60番23から同町字新青川14までの上下線
一般国道	45号	石巻市向陽町一丁目1番26から同市蛇田字東道下22番1までの上下線

# 国家試験

## 令和7年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法(昭和27年法律第239号)第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

令和7年7月2日 観光庁長官 村田 茂樹

- 試験の種類 地域限定旅行業務取扱管理者試験
- 試験地 東京都及び大阪府
- 試験日 令和7年9月28日(日)
- 試験科目 試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

- 旅行業法及びこれに基づく命令
- 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款(航空運送に係る運送約款に関するものを除く。)
- 国内旅行実務

ア. 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する料金(航空運送に係る利用料金に関するものを除く。)

イ. 本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理(本邦内の地理等に関するものを除く。)

### 5. 受験手続

- 受験願書等の提出方法及び受付期間 簡易書留郵便により受験願書その他の必要書類(以下「受験願書等」という。)を提出することとし、令和7年7月2日(水)から同年7月28日(月)までの郵便消印があるものに限り受け付ける。

### 2. 受験願書等提出先

観光庁参事官(旅行振興)付地域限定旅行業務取扱管理者試験係(〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号)

### 3. 受験手数料

- ア. 試験を受けようとする者は、受験願書等を提出する前に受験手数料5,500円分の収入印紙を購入し、受験願書に貼付すること。  
イ. 受験手数料は、受験願書等を受理した後は返還しない。

- 受験票の交付 受験願書等を受理した場合は受験票を交付する。

### 6. 試験の一部免除

- 令和6年度地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア. 当該者は、4.に掲げる試験科目のうち(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和6年度地域限定旅行業務取扱管理者試験の結果通知書(写し)を添付すること。

- 旅行業協会が令和6年度又は令和7年度に実施した地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了者

ア. 当該者は、4.に掲げる試験科目のうち(2)の科目(「宿泊約款」に限る。)及び(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和6年度又は令和7年度地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了証書(写し)を添付すること。

### 7. 受験願書用紙及び受験案内

受験願書用紙及び受験案内は、観光庁のホームページからダウンロードして入手する。

なお、郵送による受験願書用紙及び受験案内の交付を希望する場合は、適宜の封筒に、返信用封筒(定形に110円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。)を封入して、観光庁参事官(旅行振興)付地域限定旅行業務取扱管理者試験係宛て請求すること。

### 8. 合格者の発表等

合格者の発表は、令和7年11月14日(金)(予定)に、観光庁のホームページで行うとともに、受験者には文書で試験結果を通知する。

### 9. 合格証の交付

令和7年11月14日(金)(予定)に、合格者に対して発送する。

### 10. その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、観光庁のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係事業主を代表する者中野博之の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格のある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年7月2日

厚生労働大臣 福岡 資麿  
記

1 推薦資格 雇用保険の被保険者を雇用する事業主が加入している事業主の団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3 推薦締切日 令和7年7月15日

4 推薦書及び添付書類の提出場所 広島労働局  
職業安定部職業安定課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

注)1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

# 公 告

## 総 勅 項

### 工 場 財 団

北海道函館市富岡町一丁目2番1号道南水力発電合同会社の工場財団に北海道函館市双見町148番1磯谷川第二発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年7月2日 函館地方法務局八雲支局

### 有 權 者 申 出 方

元当局所属公証人澤野芳夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月2日 東京法務局

### 相 繼 財 産 清 算 人 の 選 任 及 び 相 繼 権 主 張 の 催 告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和7年(家)第121号

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字通目木104番地281

申立人 佐々木寿晶

本籍青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字岡沼167番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所青森県三沢市、死亡年月日令和6年7月11日、出生の場所青森県三沢市、出生年月日昭和56年4月26日、職業パート

被相続人 亡 佐々木勝弘

青森県十和田市西三番町1番42号NTT十和田ビル2階弁護士法人青空と大地

相続財産清算人 橋本 明広

催告期間満了日 令和8年1月13日

青森家庭裁判所十和田支部

### 令和7年(家)第145号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍青森県十和田市東二番町1番地18、最後の住所青森県十和田市東十二番町6番3号、死亡の場所青森県十和田市、死亡年月日令和4年6月1日頃から10日頃までの間、出生の場所青森県上北郡三本木町、出生年月日昭和14年3月7日、職業不明

被相続人 亡 近藤 雅惠

青森県三沢市桜町1丁目2番1号松村法律事務所

相続財産清算人 松村 好典

催告期間満了日 令和8年1月13日

青森家庭裁判所十和田支部

### 令和7年(家)第77号

青森県上北郡野辺地町字松ノ木平40番地10

申立人 蛭名 俊明

本籍青森県上北郡東北町字坂下9番地、最後の住所青森県上北郡東北町字坂下9番地、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和2年4月25日、出生の場所青森県上北郡東北町、出生年月日昭和28年2月9日、職業会社員

被相続人 亡 蛭名 幸夫

事務所青森市長島2丁目19番12号 村上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村上雄一郎

催告期間満了日 令和8年1月30日

青森家庭裁判所野辺地出張所

### 令和7年(家)第6035号

茨城県守谷市立沢684-3

申立人 高橋 昇

本籍茨城県守谷市立沢1120番地1、最後の住所茨城県守谷市立沢1120番地の1、死亡の場所茨城県守谷市、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日までの間、出生の場所茨城県北相馬郡守谷町、出生年月日昭和41年11月2日、職業自営業

被相続人 亡 高橋 利勝

茨城県牛久市中央1丁目5-2 エリートビル002 はずの葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀田 道子

催告期間満了日 令和8年2月10日

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

### 令和7年(家)第30117号

千葉県我孫子市本町1丁目1番10-201号ライフ我孫子

申立人 鈴木 喜也

本籍鳥取県鳥取市気高町下光元243番地、最後の住所千葉県柏市柏4丁目10番11号深町病院内、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年12月17日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和34年2月6日、職業無職

被相続人 亡 森原つぶら

事務所千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル7階 ユーカリ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 悠里

催告期間満了日 令和8年2月10日

千葉家庭裁判所松戸支部

### 令和7年(家)第30088号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

申立人 株式会社セゾンファンデックス

本籍千葉県船橋市新高根6丁目44番、最後の住所千葉県船橋市新高根6丁目44番3号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和5年7月30日、出生の場所青森県上北郡横浜村、出生年月日昭和24年9月10日、職業不明

被相続人 亡 加賀谷芳男

事務所千葉市中央区本千葉町1番1号 日土地千葉中央ビル5階コンバサーレ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 貴康

催告期間満了日 令和8年2月12日

千葉家庭裁判所市川出張所

### 令和7年(家)第70743号

東京都世田谷区千歳台1-38-8

申立人 丸山 晴男

本籍東京都豊島区巣鴨4丁目1059番地、最後の住所東京都豊島区巣鴨4丁目1番13号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所栃木県芳賀郡真岡町、出生年月日昭和24年3月13日、職業無職

被相続人 亡 上野 修

事務所東京都文京区関口1-44-5 杉山ビル202号室 奥田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥田 大介

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70917号

東京都世田谷区太子堂2丁目35番6号鈴木アパート  
申立人 大関八重子  
本籍栃木県小山市大字横倉新田325番地4、最後の住所東京都世田谷区太子堂2丁目35番6号鈴木アパート202、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年9月23日、出生の場所愛知県碧海郡新川町、出生年月日昭和22年8月22日、職業無職  
被相続人 亡 關岡 孝廣  
事務所東京都中央区日本橋室町4丁目1番21号 近三ビルディング8階 荒巻・後藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 荒巻 廉士  
催告期間満了日 令和8年2月2日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第90145号

東京都品川区大井1丁目14番1号  
申立人 社会福祉法人品川区社会福祉協議会  
本籍東京都品川区西品川2丁目13番、最後の住所東京都稻城市矢野口3294番地慶友病院内、死亡の場所東京都稻城市、死亡年月日令和6年9月14日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和45年6月10日、職業無職  
被相続人 亡 卜部 信  
事務所東京都新宿区新宿2丁目1番5号パークサイドスクエア4階 御苑前総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松木 弓子  
催告期間満了日 令和8年1月20日  
東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第90354号

神奈川県大和市深見3859番地22  
申立人 藤崎 篤子  
本籍東京都三鷹市野崎3丁目10番、最後の住所東京都三鷹市野崎3丁目10番26号、死亡の場所東京都調布市、死亡年月日平成28年9月9日、出生の場所島根県出雲市、出生年月日昭和36年11月28日、職業会社役員  
被相続人 亡 石田 健  
事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人ENISHI  
相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介  
催告期間満了日 令和8年1月13日  
東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第90401号

東京都青梅市千ヶ瀬町2丁目248番地キュー・ヴィックB-101  
申立人 福島 浩二  
本籍東京都青梅市師岡町2丁目349番地2、最後の住所東京都青梅市師岡町2丁目349番地の2、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和7年2月12日、出生の場所東京都青梅市、出生年月日昭和42年3月9日、職業無職  
被相続人 亡 新井 典子  
事務所東京都八王子市明神町2丁目27番6号 文秀ビル5階 弁護士法人ひまわりパートナーズ 八王子ひまわり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石井 廣子  
催告期間満了日 令和8年1月13日  
東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第7079号

川崎市幸区中幸町3丁目26番地24ケレッセント川崎タワー1804  
申立人 手塚 治  
本籍神奈川県川崎市幸区幸町3丁目555番地4、最後の住所川崎市川崎区本町2丁目5番地4-1006、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和4年11月26日頃、出生の場所神奈川県川崎市川崎区、出生年月日平成3年7月29日、職業不明  
被相続人 亡 青山 大樹  
川崎市川崎区榎町1番1号川崎センタービル6階 川崎総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 村井健太郎  
催告期間満了日 令和8年1月27日  
横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和7年(家)第5092号

神奈川県横須賀市三春町3-30  
申立人 村田 敦也  
本籍神奈川県横須賀市公郷町2丁目5番地、最後の住所神奈川県横須賀市三春町5丁目88番地、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和7年3月5日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和44年11月8日、職業会社員  
被相続人 亡 中野 一夫  
事務所神奈川県横須賀市日の出町1丁目4番12号中央ハイツ101  
相続財産清算人 弁護士 中川 広夢  
催告期間満了日 令和8年1月13日  
横浜家庭裁判所横須賀支部

## 令和7年(家)第28号

新潟県佐渡市中興甲1118番地  
申立人 江口 政雄  
本籍新潟県佐渡市中興乙1501番地、最後の住所新潟県佐渡市八幡1881番地1真野の里二号館、死亡の場所新潟県佐渡市、死亡年月日令和7年3月28日、出生の場所新潟県佐渡郡金沢村、出生年月日昭和26年1月27日、職業無職  
被相続人 亡 鈴木 敏雄  
新潟県佐渡市柳沢30番地、事務所新潟県佐渡市真野新町786番地2  
相続財産清算人 司法書士 石塚 尚志  
催告期間満了日 令和8年1月31日  
新潟家庭裁判所佐渡支部

## 令和7年(家)第8156号

石川県羽咋郡志賀町高浜町ノ-108番地2  
申立人 大岡 秀二  
石川県羽咋郡志賀町高浜町ノ-108-6  
申立人 磯部 文昭  
石川県羽咋郡志賀町坪野ヌ-18  
申立人 藤本 幸子  
本籍石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの162番地、最後の住所石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの162番地、死亡の場所石川県羽咋郡志賀町、死亡年月日推定令和6年11月3日、出生の場所石川県羽咋郡志加浦村、出生年月日昭和27年9月3日、職業無職  
被相続人 亡 真杉 明  
愛知県岡崎市滝町字芳殿251番地  
申立人 大類 康彦

本籍愛知県岡崎市井田町字3丁目46番地、最後の住所愛知県岡崎市井田町字3丁目46番地、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和11年3月28日、職業無職  
被相続人 亡 大石 紀子  
石川県七尾市大手町5番地3坂口ビル2階  
相続財産清算人 堀江 重尊  
催告期間満了日 令和8年1月16日  
金沢家庭裁判所七尾支部

## 令和7年(家)第30064号

静岡県静岡市駿河区八幡1丁目1番28号  
申立人 株式会社グリーンコム  
代表者代表取締役 藤原 一薰  
本籍静岡県静岡市葵区鷹匠3丁目18番地12、最後の住所静岡県静岡市葵区追手町10番1302号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年3月12日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和13年3月6日、職業不詳  
被相続人 亡 藤原 雅夫  
静岡県静岡市葵区伝馬町8-6トップセンタービル13階共和法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松田康太郎  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
静岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第7048号

静岡県富士宮市外神東町166番地  
申立人 稲葉 修  
本籍静岡県富士宮市小泉448番地2、最後の住所静岡県富士宮市小泉2280番地の17、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所静岡県富士宮市、出生年月日昭和26年10月8日、職業無職  
被相続人 亡 依田 勝久  
事務所静岡県富士宮市西小泉町13番地の2 クセレンス1階ふじ桜法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北館 篤広  
催告期間満了日 令和8年2月10日  
静岡家庭裁判所富士支部

## 令和7年(家)第343号

愛知県岡崎市滝町字芳殿251番地  
申立人 大類 康彦  
本籍愛知県岡崎市井田町字3丁目46番地、最後の住所愛知県岡崎市井田町字3丁目46番地、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和11年3月28日、職業無職  
被相続人 亡 真杉 明  
愛知県岡崎市戸崎町字上り場西49番地天政ビル2階牧野・櫻井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 牧野 守  
催告期間満了日 令和8年1月23日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

## 令和6年(家)第143号

東京都文京区後楽1丁目4番14号  
申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会  
国籍アルゼンチン、最後の住所三重県伊賀市ゆめが丘3丁目1番地の10、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2024年4月29日、出生の場所不明、出生年月日西暦1980年10月24日、職業不明  
被相続人 亡 ザヤス セルシオこと S E R G I O F A B I A N Z A Y A S  
事務所三重県伊賀市上野丸之内128番地の1共立ビル2階1号室  
相続財産清算人 弁護士 米田 義弘  
催告期間満了日 令和8年1月30日  
津家庭裁判所伊賀支部

## 令和7年（家）第83号

東京都文京区後楽1丁目4番10号

申立人 独立行政法人住宅金融支援機構

本籍三重県桑名市西鍋屋町36番地、最後の住所三重県桑名市大字江場5番地7、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日平成24年11月20日、出生の場所三重県桑名市、出生年月日昭和13年3月7日、職業不明

被相続人 亡 松村美智代

三重県桑名市寿町2丁目31番12号 三交桑名駅前ビル3階 稔田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稔田 大輔

催告期間満了日 令和8年1月16日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年（家）第183号

三重県四日市市諏訪町2番2号

申立人 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会  
本籍愛知県海部郡蟹江町緑1丁目130番地、最後の住所三重県四日市市西坂部町1127番地  
陽光苑、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所愛知県海部郡蟹江町、出生年月日昭和33年11月21日、職業不明

被相続人 亡 山田ちえみ

名古屋市中区丸の内2丁目2番7号 丸の内弁護士ビル9階 901号 外堀通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 聰史

催告期間満了日 令和8年1月19日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年（家）第2020号

滋賀県大津市石山千町270番地の3社会福祉法人しが夢翔会

申立人 沖野 晓洋

本籍京都府京都市西京区山田開キ町6番地18、最後の住所滋賀県大津市本堅田4丁目22番1-405号、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和6年5月5日頃、出生の場所京都府京都市左京区、出生年月日昭和53年7月27日、職業不明

被相続人 亡 岡部 太郎

滋賀県大津市中央3丁目2-1セザール大津森田ビル5C ヤマギワ総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山極 良太

催告期間満了日 令和8年2月12日

大津家庭裁判所

## 令和7年（家）第2041号

滋賀県大津市御陵町3番1号

申立人 大津市長 佐藤 健司

本籍滋賀県大津市春日町52番地、最後の住所滋賀県大津市赤尾町4番47号、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日平成21年2月11日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和28年10月29日、職業不明

被相続人 亡 宇野 一人

大津市粟津町4番9号 ステーションプラザ2階 石山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 相馬 宏行

催告期間満了日 令和8年2月12日

大津家庭裁判所

## 令和7年（家）第677号

京都府亀岡市安町野々神36番地1 北野ビル  
亀岡ひらい事務所

申立人 平井 亘

本籍京都市中京区西ノ京内畠町18番地、最後の住所京都市右京区嵯峨嵐原宮ノ上町20番地  
養護老人ホーム 愛宕ゆうこうの郷、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和29年4月4日、職業無職

被相続人 亡 吉村 一雄

事務所京都市山科区御陵鳥ノ向町21 富士菱ビル4階 ターマン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木久実

催告期間満了日 令和8年1月23日

京都家庭裁判所

## 令和7年（家）第861号

京都市山科区日ノ岡石塚町64-4

申立人 山木 淳子

申立人手続代理人弁護士 高木 野衣

本籍京都市中京区西洞院通三条下る柳水町65番地、最後の住所京都市山科区西野野色町67番地1、死亡の場所京都市山科区、死亡年月日令和6年2月29日、出生の場所千葉市、出生年月日昭和33年3月15日、職業不明

被相続人 亡 小田口雄二

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル 大同生命京都ビル8階 河本総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 八ツ元優子

催告期間満了日 令和8年1月23日

京都家庭裁判所

## 令和7年（家）第502号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道札幌市西区西野7条10丁目11番、最後の住所函館市陣川町105番地22、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和5年1月23日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和36年9月1日、職業不明

被相続人 亡 佐藤 博光

函館市大手町7番11号

相続財産清算人 小林 美紗

催告期間満了日 令和8年1月16日

函館家庭裁判所

## 令和7年（家）第146号

北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロンひまわり基金法律事務所

申立人 小柳のぞみ

本籍北海道留萌市宮園町1丁目27番地、最後の住所北海道留萌市栄町1丁目5番27号グループホームもみの木、死亡の場所北海道深川市、死亡年月日令和7年4月10日、出生の場所北海道留萌郡留萌町、出生年月日昭和10年11月18日、職業無職

被相続人 亡 鳥居美智子

北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロンひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 小柳のぞみ

催告期間満了日 令和8年1月16日

旭川家庭裁判所留萌支部

## 令和7年（家）第2025号

山形県村山市楯岡毎日町1番8号

申立人 北都信用組合

本籍山形県天童市大字長岡281番地4、最後の住所山形県天童市大字長岡281番地の4、死亡の場所山形県天童市、死亡年月日令和5年2月13日、出生の場所東京都大森区、出生年月日昭和18年7月11日、職業年金受給者

被相続人 亡 遠藤 康久

山形市旅籠町2丁目1番36号 第三井菱ビル105号 弁護士法人 武田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 武田 朋泰

催告期間満了日 令和8年1月23日

山形家庭裁判所

## 令和7年（家）第1721号

富山市長江新町1-6-23

申立人 杉森倫恵子

本籍富山県富山市草島216番地22、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和26年8月25日、職業医師

被相続人 亡 杉森 正克

富山市布瀬本町4番地12 第二若林ビル3階

相続財産清算人 弁護士 橋爪健一郎

催告期間満了日 令和8年1月20日

富山家庭裁判所

## 令和7年（家）第1398号

富山県高岡市伏木古府1丁目11番8号

申立人 有限会社大開工業

本籍富山県高岡市横田町3丁目157番地、最後の住所富山県射水市緑町16番1号、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年11月21日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和21年4月22日、職業会社役員

被相続人 亡 笹山 義昭

事務所富山県高岡市広小路6-9カネソビル  
加藤・齐藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 翔

催告期間満了日 令和8年1月13日

富山家庭裁判所高岡支部

## 令和7年（家）第1630号

富山県高岡市中川上町9番6号 本多法律事務所

申立人 本多 利光

本籍富山県氷見市朝日丘4215番地、最後の住所富山県氷見市伊勢大町2丁目1番31号、死亡の場所富山県砺波市、死亡年月日令和7年4月5日、出生の場所富山県氷見市、出生年月日昭和32年11月25日、職業無職

被相続人 亡 一嶋二美代

事務所富山県高岡市中川上町9番6号 本多法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本多 利光

催告期間満了日 令和8年1月13日

富山家庭裁判所高岡支部

## 令和7年（家）第1463号

山梨県甲府市上石田2丁目5番15号

申立人 井上 恵子

本籍山梨県甲府市武田3丁目80番地8、最後の住所山梨県甲府市山宮町1871番地7、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年2月15日頃、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和26年1月9日、職業無職

被相続人 亡 平塚 義一

事務所山梨県甲府市相生1丁目3番11号ひまわり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 徹

催告期間満了日 令和8年1月16日

甲府家庭裁判所

## 令和7年(家)第74号

三重県津市広明町13番地

申立人 三重県

本籍三重県多気郡大台町神瀬872番地1、最後の住所三重県桑名市松ノ木2丁目10番地15、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日推定令和6年5月15日、出生の場所愛知県名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和37年2月5日、職業不詳

被相続人 亡 岡 健司

事務所三重県四日市市浜田町6番11号サムティ四日市ビル7階 みなと総合法律事務所  
相続財産清算人 山本 伊仁

催告期間満了日 令和8年2月10日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年(家)第80404号

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

申立人 大阪市鶴見区保健福祉センター所長  
本籍和歌山県新宮市三輪崎2丁目173番地、最後の住所大阪市鶴見区浜3丁目7番10-301号、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日令和2年5月18日、出生の場所大阪府北河内郡茨田町、出生年月日昭和24年2月20日、職業無職

被相続人 亡 笹山 賢一

堺市堺区戎島町4丁45番地の1 ポルタス・センタービル7階

相続財産清算人 弁護士 昌山 啓太

催告期間満了日 令和8年2月13日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80454号

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

申立人 パナソニックホームズ不動産株式会社  
本籍兵庫県尼崎市栗山町2丁目121番地、最後の住所大阪府守口市竜田通2丁目3番4号201号室、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日令和6年11月27日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日平成6年11月5日、職業会社員

被相続人 亡 安川 優人

大阪市西区立売堀1-4-12立売堀スクエアビル3階

相続財産清算人 弁護士 吉田 将樹

催告期間満了日 令和8年2月13日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80575号

奈良県橿原市白橿町8-8-25

申立人 岩野裕佳里

本籍大阪府八尾市大字大竹138番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区北田辺1丁目6番3号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和6年6月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和28年5月24日、職業花屋

被相続人 亡 西田 雅史

大阪府豊中市本町6丁目11-25-204

相続財産清算人 弁護士 大矢 香里

催告期間満了日 令和8年2月12日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80668号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍大阪府東大阪市新池島町2丁目7番、最後の住所大阪府東大阪市新池島町1丁目3番33号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年4月30日、出生の場所大阪府東大阪市、出生年月日昭和44年3月7日、職業不明

被相続人 亡 入江 徹

大阪市北区東天満2-2-15第6新興ビル502号

相続財産清算人 弁護士 村上 秀人

催告期間満了日 令和8年2月12日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第40184号

神戸市中央区相生町4丁目2番28号

申立人 株式会社ヒューマンスピリッツ

本籍長野県上田市生田4179番地、最後の住所神戸市中央区栄町通6丁目1番27-1106号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和6年2月20日、出生の場所長野県小県郡丸子町、出生年月日昭和30年3月7日、職業会社役員

被相続人 亡 齋藤 正士

神戸市中央区中町通2-3-2 三共神戸ツインビル10階 おおげ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大削 武雄

催告期間満了日 令和8年1月19日

神戸家庭裁判所

## 令和7年(家)第20155号

大阪府堺市堺区中瓦町2丁3番23号堺ビル4階

申立人 村上 健吾

本籍宮城県仙台市青葉区宮町1丁目72番地、最後の住所兵庫県伊丹市緑ヶ丘1丁目264番地、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和25年2月4日、職業無職

被相続人 亡 舟坂 里江

兵庫県伊丹市西台1丁目2番3号 山本不動産ビル801号室 林下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

催告期間満了日 令和8年1月21日

神戸家庭裁判所伊丹支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

## 令和7年(ヘ)第6号

奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目1番1号

申立人 有限会社ダイシン金属

代表者代表取締役 寺嶋 康浩

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月16日

令和7年6月5日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 S B 205646

金額 247,500円

支払期日 令和6年12月5日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社三井住友銀行堂島支店

振出日 令和6年7月31日

振出地 富山県射水市

振出人 株式会社TAN-EI-SYA 代表

取締役 横山昭一郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 令和7年(ヘ)第1号

愛知県名古屋市中区大須4丁目11番39号

申立人 株式会社川本製作所

代表者代表取締役 高津 偕

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月26日

令和7年6月10日

庄原簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 C A 145402

金額 1,431,654円

支払期日 令和7年7月27日

支払地 広島県庄原市

支払場所 広島みどり信用金庫本店営業部

振出日 令和7年3月25日

振出地 広島県庄原市西本町二丁目12番10号

振出人 長岡商事株式会社 代表取締役 長岡 廣樹

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 令和7年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。

東京都中野区本町3丁目31番4号

申立人 櫻井 朋子

権利の届出の終期 令和7年9月19日

令和7年6月3日

舞鶴簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 京都府舞鶴市字浜小字浜1210番2

宅地 66.12平方メートル

(2)登記年月日番号 京都地方法務局舞鶴支局明治41年1月31日受付第270号

(3)登記した権利の内容

原因 明治40年12月20日地上権設定

登記の目的 工作物所有

存続期間 明治33年5月29日に遡り向う50年

地代 41年7月より1坪1年玄米1升、42年以後は2升5合より4升迄とす

支払期 毎年1月7月の各25日

特約 明治42年1月に於て未着手分は設定者は本契約の消滅を請求する事を得

地上権者 大阪府大阪市東区南本町1丁目

中央 辨次

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

## 令和7年（家）第1577号

東京都足立区東和4-11-5-508

申立人 冬梅 潔

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町80番地18、最後の住所東京都港区高輪1丁目23番5-703号

不在者 宮内 剛

昭和41年8月15日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第2651号

東京都杉並区阿佐谷北5-19-15 加納方

申立人 佐藤 裕子

本籍東京都杉並区阿佐谷北5丁目40番地、最後の住所東京都杉並区天沼1丁目6番17号

不在者 佐藤 淳也

昭和49年8月4日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第236号

静岡県藤枝市大洲3丁目12番地16

申立人 大石くみ子

本籍静岡県焼津市上泉180番地、最後の住所川崎市宮前区東有馬4丁目1番1号

不在者 多々良幸夫

昭和21年7月20日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和6年（家）第3083号

山梨県南アルプス市寺部1568番地2

申立人 深澤 昭秀

国籍タイ王国、最後の住所山梨県南アルプス市寺部1568番地2

不在者 トウイビンター、パッチャラー

西暦1968年1月4日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

甲府家庭裁判所

## 令和6年（家）第591号

大阪府大阪市西淀川区姫島4丁目1番5号

申立人 三小田 豊

本籍大阪府大阪市西淀川区姫島4丁目18番地2、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町2丁目111番地

不在者 三小田 久

昭和24年11月24日生

届出期間満了日 令和7年10月3日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

## 令和7年（家）第99号

岡山県岡山市北区伊福町3丁目26-21伊福マニション201

申立人 岩崎 文子

本籍岡山県倉敷市下津井田之浦1丁目14番、最後の住所岡山県倉敷市下津井田之浦1丁目15番45号

不在者 莊司 未央

昭和63年5月9日生

届出期間満了日 令和7年10月17日  
岡山家庭裁判所児島出張所

## 令和7年（家）第48号

福岡県筑紫野市天拝坂5丁目12番4号

申立人 德永 政子

本籍徳島県阿南市橋町東中浜89番地、最後の住所福岡県福岡市東区青葉1丁目24番1号

不在者 宮繁 昇

昭和32年6月17日生

届出期間満了日 令和7年10月10日  
福岡家庭裁判所

## 失踪宣告

## 令和6年（家）第75号

本籍福島県会津若松市中町204番地、最後の住所福島県会津若松市城東町6番2号

不在者 笠間 静六

大正4年8月11日生

令和7年6月7日失踪宣告審判確定  
福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第479号

本籍千葉県船橋市宮本7丁目370番地1、最後の住所千葉県船橋市宮本7丁目20番3号

不在者 橋本 鉄平

昭和56年5月16日生

令和7年6月7日失踪宣告審判確定  
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

## 令和6年（家）第1720号

本籍東京都あきる野市二宮2145番地、最後の住所東京都あきる野市二宮2145-1

不在者 岸峰 一郎

昭和29年4月3日生

令和7年6月5日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第2938号

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町東川4986番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目5番23号釜ヶ崎解放会館

不在者 藤野 高行

昭和36年8月31日生

令和7年6月7日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第1458号

本籍島根県大田市川合町川合1551番地、最後の住所本籍に同じ

不在者 岩根 宏

明治40年8月17日生

令和7年6月6日失踪宣告審判確定  
松江家庭裁判所出雲支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第217号

本籍兵庫県西市南花屋敷4丁目253番地4、最後の住所愛知県碧南市池下町2丁目6番地エル・グランディール21号

不在者 平井 正博

昭和44年5月22日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定  
岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第455号

国籍アメリカ合衆国（国籍離脱前の本籍広島県高田郡八千代村大字上根937番地）、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳

不在者 藤本 篤一

西暦1902年6月25日生

令和7年5月31日失踪宣告審判確定  
広島家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第958号

本籍広島県東広島市八本松町吉川44番地、最後の住所広島県東広島市八本松町吉川44番地

不在者 中尾 清

昭和4年1月25日生

令和7年6月4日失踪宣告審判確定  
広島家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第1134号

本籍山口県防府市大字新田1126番3地、最後の住所山口県防府市大字新田1126番地の3

不在者 上田 恵子

昭和10年9月1日生

令和7年6月4日失踪宣告審判確定  
山口家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第203号

本籍愛媛県新居浜市北内町2丁目2362番地、最後の住所愛媛県新居浜市北内町2丁目1番7号

不在者 鈴木 慶之

昭和44年1月27日生

令和7年6月4日失踪宣告審判確定  
松山家庭裁判所西条支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第221号

本籍愛媛県西条市丹原町石経889番地、最後の住所愛媛県新居浜市若水町1丁目4番112号

不在者 篠塚 淳彦

昭和38年8月23日生

令和7年6月4日失踪宣告審判確定  
松山家庭裁判所西条支部裁判所書記官

## 失踪宣告取消

## 令和7年（家）第1796号

本籍東京都新宿区戸山2丁目16番、住所東京都足立区花畑5丁目11番 花畑公団80号棟605号 大吉方

申立人（失踪者） 成井麻紀子

昭和37年12月30日生

令和7年6月7日失踪宣告取消審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年（フ）第4135号

東京都港区芝大門2-12-5 モンテベルデ芝大門601号室

債務者 株式会社KUNO

代表者代表取締役 伊東 雄一

1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田村裕一郎

4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4195号 東京都三鷹市下連雀4丁目15番33号 債務者 有限会社デイリーズ 代表者代表取締役 横田 千里 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 高弘 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時10分 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 孝紀 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第246号 愛知県豊田市桜塚東町西郷前33番地3 債務者 有限会社マツヤマ工業 代表者取締役 松山 利雄 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻井 敏子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時40分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第4196号 東京都三鷹市下連雀3丁目37番28-401 債務者 株式会社ヨコタ 代表者代表取締役 横田 千里 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 高弘 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 薫 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分 長野地方裁判所上田支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 数規 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時50分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第42号 岡山県津山市鉄砲町13番の2地 債務者 有限会社古森木材店 代表者代表取締役 古森 由則 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 寛 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時30分 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第690号 宮城県石巻市中央3丁目1番31号 債務者 有限会社タカラ印鋪 代表者代表取締役 寶 誠 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小向 俊和 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時25分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南原 浩平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和光 学 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後4時 静岡地方裁判所掛川支部破産係	令和7年(フ)第124号 山形市五日町6番9号 債務者 有限会社よしだ 代表者代表取締役 吉田 長芳 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向田 敏 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時40分 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第381号 川崎市幸区戸手2丁目4番12号 債務者 有限会社ユニオンセンター 代表者清算人 富岡 三男 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有馬 大稀 令和7年(フ)第1096号 愛知県瀬戸市北丘町100番地の1 債務者 株式会社共栄 代表者代表取締役 長谷川祐子 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 和正 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小向 俊和 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 周東 秀成 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後3時30分 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第35号 栃木県那須塩原市三島2丁目14番地 債務者 タイコーシステム通信株式会社 代表者代表取締役 吉村 幸男 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木野 直 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時30分 宇都宮地方裁判所大田原支部

<b>令和7年(フ)第12号</b>	北海道根室市駒場町3丁目20番地23 債務者 有限会社丸勝通商 代表者代表取締役 盛本 勝芳 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅本 英広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時45分 鉄路地方裁判所根室支部
<b>令和7年(フ)第173号</b>	佐賀県鳥栖市真木町2001番地 債務者 株式会社大林総建 代表者代表取締役 大林 礼貴 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 淳平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時40分 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第512号</b>	京都市伏見区桃山町丹後8-4 債務者 株式会社S-O-DA I 代表者代表取締役 濱田 崇仁 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 友彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第2572号</b>	東京都江戸川区中葛西2丁目13番9号106号 債務者 株式会社C-RENAS 代表者代表取締役 早津 裕介 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 明俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第246号</b>	兵庫県西宮市門前町5番3-506号 債務者 有限会社スイーピー 代表者取締役 鈴木 良恵 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 裕香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時15分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

<b>令和7年(フ)第236号</b>	鹿児島市西田2丁目12番24-201号 債務者 錦江産業株式会社 代表者代表取締役 篠原 昌幸 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下村 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後3時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
<b>令和7年(フ)第191号</b>	大阪市中央区博労町2丁目6番7号 債務者 株式会社マック 代表者代表取締役 九鬼 陽子 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 寛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第419号</b>	埼玉県日高市新堀306番地 債務者 株式会社B u i l d L a b 代表者代表取締役 新堀 光彦 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塩 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時30分 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第544号</b>	広島市西区己斐上4丁目8番5号 債務者 株式会社MORI SAWA PAIN T 代表者代表取締役 森澤 貴磨 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田アリ沙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後3時 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第332号</b>	熊本市東区長嶺南8丁目4番20号 債務者 有限会社エムジー・ヒラタ 代表者代表取締役 平田 隆憲 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後2時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小郷 裕之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時30分 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第236号</b>	鹿児島市西田2丁目12番24-201号 債務者 錦江産業株式会社 代表者代表取締役 篠原 昌幸 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小郷 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月12日午前11時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第687号</b>	宮城県石巻市中央3丁目1番31号 債務者 株式会社エムティシー 代表者代表取締役 審 誠 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 小向 俊和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後2時15分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第378号</b>	栃木県宇都宮市緑2丁目22番12号 緑町ロイヤルハイツ203 債務者 株式会社タケウチコーポレーション 代表者代表取締役 竹内 栄喜 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 吳 国峰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時30分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第385号</b>	栃木県塙谷郡高根沢町大字宝積寺2416番地 債務者 KENMOKU株式会社 代表者代表取締役 見目菜穂美 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 石田弘太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後1時30分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第44号</b>	北海道根室市駒場町3丁目20番地23 債務者 盛本 勝芳 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅本 英広 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第44号</b>	北海道根室市駒場町3丁目20番地23 債務者 盛本 勝芳 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅本 英広 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第1190号</b>	愛知県春日井市味美白山町1丁目14番地42 債務者 前川 治夫 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 上山 孝紀 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1190号</b>	愛知県春日井市味美白山町1丁目14番地42 債務者 前川 治夫 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 上山 孝紀 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分 名古屋地方裁判所民事第2部

<b>令和7年(フ)第38号</b> 長野県諏訪郡下諏訪町5431番地4 債務者 田中 敏明 1 決定年月日時 令和7年6月24日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 義彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 長野地方裁判所諏訪支部	<b>4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月29日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 岡山地方裁判所津山支部</b>	<b>令和7年(フ)第28号</b> 静岡県掛川市家代の里1丁目21番地の20 債務者 有馬 浩司 1 決定年月日時 令和7年6月20午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和光 学 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前4時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	<b>4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日前3時 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係</b>
<b>令和7年(フ)第18号</b> 島根県江津市都野津町2243番地3 債務者 大屋 隆幸 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽柴 貴宏 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 松江地方裁判所浜田支部	<b>東京都立川市柏町3丁目54番地の9 債務者 上原 政幸 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</b>	<b>令和7年(フ)第831号</b> 横浜市南区別所6丁目9番25号 セントヒルズ上大岡105号 債務者 竹内 雅 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 武洋 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前4時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	<b>令和7年(フ)第807号</b> 川崎市高津区久末459番地1 モアグランデ日吉台 304 債務者 松野 勝義 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 数規 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日前1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1119号</b> 代替住所A(旧住所)埼玉県飯能市征矢町7番地1 債務者 中田 美砂 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安保 和幸 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 長野地方裁判所上田支部	<b>長野県埴科郡坂城町大字上五明913番地2 債務者 滝沢 康次 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 薫 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 長野地方裁判所上田支部</b>	<b>令和7年(フ)第54号</b> 横浜市緑区十日市場町801番地8 ホーメストプラザ十日市場E-604 債務者 松瀬 俊明 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野竹 秀一 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月16日前2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第69号</b> 富山県高岡市石瀬936番地1 セジュール北浦A棟101号 債務者 南 輝樹 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 隆慎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 富山地方裁判所高岡支部
<b>令和7年(フ)第43号</b> 岡山県津市鉄砲町11番地 債務者 古森 由則 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 寛	<b>東京都町田市南大谷5丁目12番3号アーバンハイム2-E 債務者 提橋 義孝 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</b>	<b>令和7年(フ)第626号</b> 静岡県浜松市浜名区豊保167番地の1 債務者 下出 徹 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野竹 秀一 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日前2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第134号</b> 岐阜市長良友瀬3番地2 (ピラフォレスタ102)、申立時の住所岐阜県各務原市那加甥田町113番地3 債務者 杉浦 真教 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺本和佳子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岐阜地方裁判所

<p><b>令和7年(フ)第4197号</b> 東京都練馬区石神井台5丁目17-7-103 債務者 横田 千里</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>3 破産管財人 弁護士 藤野 高弘</li> <li>4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで</li> <li>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後1時30分</li> <li>6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第384号</b> 栃木県宇都宮市下岡本町4072番地1 債務者 中田 里実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>3 破産管財人 弁護士 中澤 浩平</li> <li>4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで</li> <li>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日前11時</li> <li>6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 　　宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第327号</b> 北九州市門司区大里本町1丁目8番16-106号 債務者 江平 尚史</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>3 破産管財人 弁護士 中村 祐貴</li> <li>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時30分</li> <li>5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第66号</b> 宮城県石巻市渡波字黄金浜143番地 市営黄金浜第三復興住宅3-12号 債務者 山下 勝美</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>3 破産管財人 弁護士 須藤 大輔</li> <li>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時30分</li> <li>5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 　　仙台地方裁判所石巻支部破産係</li> </ol>	<p><b>令和7年(フ)第960号</b> 東京都北区赤羽台2丁目3番1-917号 債務者 高橋 保光</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>3 破産管財人 弁護士 堀 將三</li> <li>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後1時30分</li> <li>5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第1969号</b> 大阪府東大阪市加納7丁目21番22号 イーストマンションⅡ 307 債務者 村井八重子</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。</li> <li>3 破産管財人 弁護士 西尾 和則</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</li> </ol> <p><b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b></p> <p><b>令和7年(フ)第37号</b> 北海道室蘭市水元町18番7-102号 債務者 出村 恵子</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時30分</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</li> <li>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第39号</b> 北海道虻田郡洞爺湖町清水53番地6 清水団地1号棟101 債務者 澤田 俊幸</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時30分</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</li> <li>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　前橋地方裁判所沼田支部破産係</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第42号</b> 群馬県みどり市笠懸町鹿3830番地17 ラ・オーヴェル・プロヴァンスB103 債務者 中澤 大</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</li> <li>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　前橋地方裁判所桐生支部</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第42号</b> 群馬県みどり市笠懸町鹿3830番地17 ラ・オーヴェル・プロヴァンスB103 債務者 中澤 大</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</li> <li>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　福岡地方裁判所第4民事部</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第781号</b> 福岡県春日市須玖南5丁目202番地 ピアハイム須玖206号 債務者 横武加寿子</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</li> <li>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　福岡地方裁判所第4民事部</li> </ol> <p><b>令和7年(フ)第864号</b> 福岡市博多区東比恵3丁目18番3-911号 アーベイン東比恵駅前 債務者 坂井 靖正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時</li> <li>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</li> <li>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</li> <li>4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　福岡地方裁判所第4民事部</li> </ol>
--	--

<b>令和7年(フ)第885号</b> 福岡市東区唐原2丁目22番5-304号 市営 唐原住宅5棟 債務者 吉田 信一 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1008号</b> 福岡市西区西都2丁目14番15号 債務者 岩田 千里 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1029号</b> 福岡市中央区笹丘1丁目6番2-405号 クロスステージ笹丘 債務者 島 千浪 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1041号</b> 福岡市城南区友丘4-10-2-1、住民票上の住所長崎市東立神町16番13号 債務者 高以良 結 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第919号</b> 福岡県糸島市高田5丁目12番3-203号、前 住所福岡県糸島市篠原西2丁目1番5-501 号 債務者 樋口 美己 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1015号</b> 福岡県福津市津屋崎7丁目29番1-207号 債務者 山田みゆき 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1037号</b> 福岡県太宰府市朱雀1丁目8番18号 大福荘 6号 債務者 行村 正行 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1042号</b> 福岡市南区井尻1丁目17番1号 あっとほー む井尻309号 債務者 井上 利昭 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第980号</b> 福岡市南区横手1丁目12番1号 サンフラ ワービル601号 債務者 畑本 康治 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1016号</b> 福岡市城南区堤団地21番104号 債務者 大坪 憲治 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1038号</b> 福岡市南区長丘3丁目19番10-202号 市営 奥牟田住宅4棟 債務者 八島 拓夫 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1043号</b> 福岡市南区弥永5丁目2番17-102号 セラ ビ館・B 債務者 石崎信乃輔 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第990号</b> 福岡市南区井尻2丁目42番13-201号 コン パートハウス井尻 債務者 橋口 綾 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1017号</b> 福岡県筑紫野市美しが丘南1丁目4番地1 (アピア4438Ⅱ201号) 債務者 東 歩佳 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1039号</b> 福岡市南区弥永1丁目35番5-405号 サ ニーピア弥永 債務者 藤木 直人 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第1051号</b> 福岡市南区三宅2丁目36番23号 ヴィラ旭 201号 債務者 三野 幸子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第919号</b> 福岡市南区横手1丁目12番1号 サンフラ ワービル601号 債務者 畑本 康治 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1021号</b> 福岡市博多区千代2丁目4番26-1201号 A L F A C I O D e C l a v e 債務者 吉田 歩未	<b>令和7年(フ)第1029号</b> 福岡市中央区笹丘1丁目6番2-405号 クロ スステージ笹丘 債務者 島 千浪 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第1042号</b> 福岡市南区井尻1丁目17番1号 あっとほー む井尻309号 債務者 井上 利昭 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1052号

福岡市東区多の津5丁目5番8-323号 抱  
模館福岡、前住所福岡市博多区三筑2丁目1  
番41-310号 ミネルヴァ博多南  
債務者 伊地知一也

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1058号

福岡市早良区飯倉6丁目21番25-501号 川  
原田マンション  
債務者 ゆみねここと 濑尾 裕美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1074号

福岡市中央区荒戸1丁目7番16-1101号 ダ  
イナコート西公園トレンドウ  
債務者 柏村 武紀

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1084号

福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1127番地1  
川子団地50棟51号  
債務者 青柳 澄奈

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第178号

大分県別府市石垣西6丁目6番58号SeJour  
キャラII-102号  
債務者 南 千秋(旧姓白石)

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第65号

鹿児島県志布志市志布志町帖3951番地7  
債務者 ヴィクトリアごと 稲元 靖子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

## 令和7年(フ)第211号

函館市花園町21番3号  
債務者 坂本 学

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第219号

函館市鍛冶1丁目23番3号  
債務者 斎藤 靖則

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第118号

山形市七日町4丁目10番9号 けやき館02  
101号

債務者 関 康人  
法定代理人成年後見人 中川 一将

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで

山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第397号

埼玉県飯能市新町23番11号 コーポ新町102  
号、前住所埼玉県飯能市大字岩沢1140番地5  
リバーサイドMRTハウス201

債務者 桑原 和人

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第259号

愛知県知立市昭和6丁目1番地 知立団地73  
棟107号

債務者 ACURIO SOLORZANO  
CARLOS

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第333号

愛知県豊田市保見ヶ丘4丁目1番地 県営  
6-101号

債務者 末永保ごと SUE NAGA NET  
O TAMOTSU

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第40号

三重県伊勢市馬瀬町522番地6

債務者 嵐 健司

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

## 令和7年(フ)第41号

三重県志摩市阿児町安乗1291番地2

債務者 森 充

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

## 令和7年(フ)第44号

三重県伊勢市一之木1丁目1番24号 上西ビル3A

債務者 山本 訓子

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

## 令和7年(フ)第900号

埼玉県川口市並木2丁目11番23-304号 ライオンズ西川口第7

債務者 崎 健二

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第963号**  
埼玉県川口市芝東町2番6号 イマージュセイ  
イアイ 202号  
債務者 三上 楓

1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで  
    さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第969号**  
埼玉県戸田市中町1丁目4番地の13 (S Y中町201号室)  
債務者 高田 健次

1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで  
    さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1019号**  
さいたま市中央区本町東5丁目18番2号 内海莊1-1  
債務者 稲葉加代子

1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで  
    さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1070号**  
愛知県小牧市小牧原3丁目138番地  
債務者 西 洋司

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
    名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1243号**  
名古屋市北区敷島町19番地 ゴールドサポート黒川225号  
債務者 秋山 明

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
　　名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1247号**  
名古屋市港区川園1丁目16番地 グループ  
ホームひなた茶屋、従前の住所愛知県名古屋市守山区守山2丁目11番8号  
債務者 倉知 秀吉

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
　　名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1256号**  
名古屋市瑞穂区彌富町字桜ヶ岡36番地の1  
桜ヶ岡レックスマンション602号  
債務者 林 弥生

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
　　名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1283号**  
名古屋市中川区前田西町2丁目201番地 県  
営西前田住宅1棟402号、住民票上の住所名  
古屋市中川区千音寺2丁目822番地  
債務者 志水 快斗

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
　　名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1283号**  
愛知県豊明市阿野町違井9番地 Sun  
rose北館201号  
債務者 風野さつき

1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 23 日午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 15 日まで  
    名古屋地方裁判所民事第 2 部

**令和 7 年 (フ) 第 1327 号**  
名古屋市中村区藤江町 3 丁目 3 番地 メルベーユ朝日 207 号  
債務者 松田 学  
1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 23 日午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 15 日まで  
    名古屋地方裁判所民事第 2 部

**令和 7 年 (フ) 第 139 号**  
岡山県総社市井手 576 番地 5 サンパレス N 203  
債務者 福島 彩乃  
1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 24 日午前 10 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 15 日まで  
    岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 141 号**  
岡山県笠岡市富岡 92 番地 5 コーポオリオン 201 号  
債務者 水原美由紀  
1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 24 日午前 10 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 15 日まで  
    岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 142 号**  
岡山県倉敷市中畠 2 丁目 14 番 4 号  
債務者 島田 広一  
1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 24 日午前 10 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第163号**

岡山県倉敷市沖新町40番地11  
債務者 小野 早苗

1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第185号**

岡山県倉敷市真備町箭田1679番地2 マインドホーム2 201号、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町箭田1679番地2 長屋まび  
債務者 矢吹 頤孝

1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第611号**

札幌市厚別区上野幌1条2丁目5番27号 サウスモダニティーC101  
債務者 杉山 敏樹

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第780号**

札幌市中央区北6条西26丁目1番8号 ハイツ常雄N.O. 8-205号  
債務者 蝦名 健司

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第787号</b>	札幌市北区あいの里1条4丁目9番7号 債務者 清水 雅樹 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第828号</b>	札幌市白石区菊水元町9条2丁目12番1—103号 債務者 合浦 司 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第850号</b>	札幌市豊平区平岸3条8丁目8番18—101号 債務者 長内 葉月 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第902号</b>	札幌市中央区南19条西12丁目2番27—503号 債務者 三浦 博美 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第947号</b>	札幌市白石区栄通15丁目10番5—405号 債務者 岩橋 愛 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

<b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年6月24日午後2時 <b>2 主文</b> 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年8月18日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	<b>1 決定年月日時</b> 令和7年6月24日午後2時 <b>2 主文</b> 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 <b>3 理由の要旨</b> 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 <b>4 免責意見申述期間</b> 令和7年8月18日まで 北海道野付郡別海町中西別本町70番地 别海(10)公務員宿舎202号室
<b>令和7年(フ)第1008号</b>	札幌市豊平区平岸6条15丁目1番50—414号 債務者 高田 麻央 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第20号</b> 北海道野付郡別海町中西別本町70番地 别海(10)公務員宿舎202号室 債務者 照井 裕子 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第93号</b>	釧路市芦野2丁目12番1401号 芦野マンション1号棟401 債務者 西屋 美香 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 釧路地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第54号</b> 福島県喜多方市岩月町喜多方字渕ノ上151番地49 債務者 原澤 健太 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 釧路地方裁判所根室支部
<b>令和7年(フ)第109号</b>	北海道釧路郡釧路町雁来1番地45 2階 債務者 倉向 誠 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 釧路地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第59号</b> 福島県喜多方市関柴町上高額字上中1194番地1 債務者 鈴木 博幸 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
<b>令和7年(フ)第110号</b>	北海道釧路郡釧路町雁来1番地45 2階 債務者 倉向ふみ子 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 釧路地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第50号</b> 福島県喜多方市関柴町上高額字上中1194番地1 債務者 人見 健一 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
<b>令和7年(フ)第62号</b>	北海道北見市美山町西4丁目49番地91 おおたハイツ103号 債務者 森谷いづみ	<b>令和7年(フ)第401号</b> 埼玉県越谷市北越谷2丁目2番28号 アドフィ北越101 債務者 人見 健一 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

<b>令和7年(フ)第196号</b> 埼玉県日高市大字鹿山470番地14 債務者 鈴木 理英 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	<b>令和7年(フ)第421号</b> 川崎市宮前区平2丁目23番15-208号 高山 住宅 債務者 竹内 伸広 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第341号</b> 埼玉県飯能市大字中藤下郷23番地130 債務者 金成みつき 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第54号</b> 岐阜県恵那市山岡町上手向371番地2 ビ レッジハウス山岡1号棟 305号室、従前の 住所岐阜県恵那市大井町1916番地4 債務者 市岡 英之 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
<b>令和7年(フ)第372号</b> 埼玉県入間市扇町屋2丁目7番 C-106号 債務者 猿渡 由美 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第39号</b> 三重県松阪市上川町3388番地4 債務者 中瀬古実佐子 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 津地方裁判所松阪支部
<b>令和7年(フ)第448号</b> 埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷67番地35 ハ ニーハイツ鶴ヶ島101号 債務者 宮本 恵子 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第403号</b> 川崎市中原区上平間1700番地276 ハイム高 橋 202 債務者 川村 美恵 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第203号</b> 埼玉県熊谷市大麻生2176番地15 債務者 長谷川あづさ 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第183号</b> 香川県高松市末広町4番地19 広瀬ハイツ 301 債務者 寒川 裕之 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前9時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第161号</b> 埼玉県行田市門井町2丁目25番地7 ラ・セ ゾンハイツ101号 債務者 萩原 竜一(旧姓渡部)	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第419号</b> 川崎市川崎区小田5丁目24番10号 ヴァン クール1 102 債務者 加藤 洋司 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第211号</b> 埼玉県東松山市高坂3丁目17番地20 ウッ ド・ヴィレッジII 202 債務者 橋本 魁斗 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。			

**令和7年(フ)第436号**  
北九州市八幡西区千代ヶ崎2丁目7番13—103号  
債務者 松田組こと 松田 道雄  
1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第190号**  
鹿児島市小松原1丁目17番5号 サーバス笠貫601号  
債務者 山室 翔  
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正**

**令和6年(フ)第788号**  
広島県安芸郡海田町国信2丁目13番35—201号  
破産者 清水 統哉  
1 主文 当裁判所が令和7年6月5日午後5時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「広島市安佐南区長東西3丁目16番8—7号」とあるのを、「広島県安芸郡海田町国信2丁目13番35—201号」と更正する。  
2 決定年月日 令和7年6月17日  
広島地方裁判所民事第4部  
**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和6年(フ)第1095号**  
東京都葛飾区東金町6—17—18、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区綾瀬2丁目27番12号  
破産者 株式会社壱々炉  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月18日午後3時  
令和7年6月23日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第908号**  
大阪府東大阪市中新開2丁目6番31—506号  
破産者 八久保 誠  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月29日午後1時40分  
令和7年6月23日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第2275号**  
札幌市中央区南5条26丁目2番22—406号  
破産者 小川 里美  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時30分  
令和7年6月23日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第279号**  
埼玉県川口市栄町2丁目1番25—802号 神谷栄町ビル  
破産者 松本 実礼  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月25日午後3時20分  
令和7年6月23日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第257号**  
和歌山県有田郡有田川町大字田角435番地  
破産者 江川 典子  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月28日午後1時40分  
令和7年6月23日  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第2303号**  
北海道千歳市幸福3丁目9番6号  
破産者 有限会社エヌ産業  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月25日午後1時45分  
令和7年6月23日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第75号**  
和歌山市西浜2丁目1—9、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字疋相109番地9  
破産者 小山 利明

1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月28日午後1時45分  
令和7年6月23日  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第355号**  
和歌山市美園町2丁目10番地ラブリービルけやき  
破産者 有限会社バーニング  
1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年8月28日午後1時50分  
令和7年6月23日  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第423号**  
滋賀県守山市大門町159—1  
破産者 合同会社JKR  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月19日午前11時  
令和7年6月20日 大津地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第2855号**  
大阪府箕面市船場東2丁目3番50号  
破産者 株式会社理喜  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月20日午後2時50分  
令和7年6月23日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第313号**  
和歌山県海南市下津町下津774番地2  
破産者 下津海運株式会社  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月9日午後3時  
令和7年6月23日  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第197号**  
佐賀市駅前中央2丁目3番28—705号、破産手続開始決定時の住所佐賀市堀川町1番32—604号  
破産者 内田 道郎  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
2 一般調査期日 令和7年9月25日午前10時10分  
令和7年6月24日  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第96号**

宮崎市田野町甲2022番地1 ガーデンプラザ308号  
破産者 日高 湧次

異議申述期間 令和7年8月5日まで  
令和7年6月24日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第138号**

大阪市北区神山町14番23号 シャトー東梅田305号室  
破産者 土田 健一

異議申述期間 令和7年8月18日まで  
令和7年6月23日  
大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算開始****令和7年(ヒ)第2032号**

東京都千代田区丸の内1丁目11番1号  
清算株式会社 株式会社ライフェンリッヂ  
代表清算人 矢野 学

1 決定年月日 令和7年6月19日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第2034号**

東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号  
清算株式会社 株式会社LA BEL  
代表清算人 小川 孝一

1 決定年月日 令和7年6月18日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第2044号**

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号  
清算株式会社 C H株式会社  
代表清算人 箕内 智

1 決定年月日 令和7年6月19日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

<p><b>再生計画認可</b></p> <p><b>令和6年（再）第30号</b> 東京都世田谷区用賀2丁目21番20-301号 再生債務者 牧川 亮 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。 令和7年6月18日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>再生手続終結</b></p> <p><b>平成31年（再）第23号</b> 埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西196番地 再生債務者 医療法人一成会 1 主文 本件再生手続を終結する。 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年6月16日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>令和6年（再）第1号</b> 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上広河原679番地 再生債務者 株式会社青巒荘 1 主文 本件再生手続を終結する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法188条2項前段に定める事由がある。 令和7年6月19日 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p><b>小規模個人再生による再生手続開始</b></p> <p><b>令和7年（再イ）第5号</b> 長崎県松浦市志佐町池成免63番地 再生債務者 横田 好臣 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第30号</b> 栃木県宇都宮市西川田町983番地2 サングリーン小平A101 再生債務者 松田 正明</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月5日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第32号</b> 栃木県宇都宮市若松原3丁目5番16号 再生債務者 薄井 正利 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 岐阜地方裁判所</p> <p><b>令和7年（再イ）第140号</b> 名古屋市中村区橋下町2番41号 ワイズハウス101号 再生債務者 富山 敏彦 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部</p> <p><b>令和7年（再イ）第86号</b> 千葉県八千代市八千代台東1丁目5番2号 メゾン八千代台303号 再生債務者 金子 昌平 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第5号</b> 千葉県長生郡白子町関871番地 再生債務者 渡邊 敬介 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで 千葉地方裁判所一宮支部再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第11号</b> 長野県須坂市大字日滝5505番地4 再生債務者 滝沢 洋介 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 長野地方裁判所民事部再生係</p>	<p><b>令和7年（再イ）第19号</b> 岐阜市八代1丁目13番10-203号 (キャッスルハイツ長良西) 再生債務者 大野 和之 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 岐阜地方裁判所</p> <p><b>令和7年（再イ）第140号</b> 名古屋市中村区橋下町2番41号 ワイズハウス101号 再生債務者 富山 敏彦 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年（再イ）第2号</b> 鳥取県倉吉市鴨川町82番地4 市営住宅305号 再生債務者 吉村 勇弥 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第96号</b> 札幌市西区福井6丁目7番10号 再生債務者 藤田 雅樹 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p><b>令和7年（再イ）第21号</b> 神奈川県秦野市羽根112番地の1 カサグランドA 101号 再生債務者 竹田 鉄也 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第51号</b> 静岡県藤枝市鬼島536番地の5 再生債務者 秋山 健生 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月5日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和6年（再イ）第25号</b> 広島県福山市御幸町大字森脇638番地5 再生債務者 高橋 育 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p> <p><b>令和7年（再イ）第145号</b> 東京都世田谷区桜2-9-18-209 再生債務者 高木志皓こと 朴 志皓 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
--	--	---

<b>令和7年（再イ）第183号</b> 東京都新宿区高田馬場3-16-11-502 再生債務者 山本丈一郎 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第4号</b> 神戸市須磨区東落合3丁目2番10号 再生債務者 トモタニ電化こと 鞘谷 恭二 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第6号</b> 宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁104番地4 再生債務者 佐藤 真一 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月25日まで 水戸地方裁判所下妻支部
<b>令和7年（再イ）第242号</b> 東京都葛飾区高砂3-31-1-201 再生債務者 飯田 智文 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第56号</b> 神戸市須磨区東落合3丁目2番10号 再生債務者 トモタニ電化こと 鞘谷 恭二 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	<b>令和7年（再イ）第7号</b> 宮城県柴田郡柴田町榎木駅西3丁目5番地8 再生債務者 伊藤 有紀 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月19日まで 仙台地方裁判所大河原支部
<b>令和7年（再イ）第247号</b> 東京都江戸川区船堀7-10-9 再生債務者 佐藤 大輔 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和6年（再イ）第62号</b> 鹿児島市紫原5丁目17番4-3号 再生債務者 永野 孝文 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	<b>令和7年（再イ）第20号</b> 福島県会津若松市旭町1番40-701号 サンシティ会津旭町 再生債務者 鈴木 幸 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月19日まで 仙台地方裁判所大河原支部
<b>令和7年（再イ）第264号</b> 東京都台東区千束2-16-3-405 再生債務者 大塚 緑理（旧姓永石） 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第14号</b> 岩手県北上市藤沢18地割93番地1 再生債務者 高橋 紀希 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	<b>令和7年（再イ）第8号</b> 福島県会津若松市旭町1番40-701号 サンシティ会津旭町 再生債務者 鈴木 幸 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月25日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係
<b>令和7年（再イ）第266号</b> 東京都杉並区堀ノ内2-11-16-402 再生債務者 石井恵津子 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第36号</b> 仙台市太白区太子堂11番18号（従前の住所） 岩手県盛岡市高松3丁目8番6号 フラットK103号 再生債務者 大友 正幸 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第20号</b> 茨城県石岡市小幡1649番地1 再生債務者 鈴木 隆之 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月25日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
<b>令和7年（再イ）第266号</b> 東京都杉並区堀ノ内2-11-16-402 再生債務者 石井恵津子 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第14号</b> 茨城県筑西市村田1841番地26 森の泉Ⅱ B105号室 再生債務者 田嶋 正行	<b>令和7年（再イ）第32号</b> 新潟市中央区上所2丁目11番10号 エクセルント上所壱番館308号 再生債務者 仁瓶 修一 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月25日まで 新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(再イ)第33号

新潟市北区木崎2341番地22

再生債務者 仁瓶 祐平

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月25日まで

新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(再イ)第44号

新潟市東区逢谷内5丁目15番26号

再生債務者 小柳佳緒里

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(再イ)第6号

新潟県新発田市西宮内1067番地41

再生債務者 斎藤香菜子

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

新潟地方裁判所新発田支部

## 令和7年(再イ)第6号

滋賀県長浜市宮部町727番地、住民票上の住所、営業所所在地滋賀県長浜市木之本町廣瀬157番地

再生債務者 NSTこと 千田 直和

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第7号

滋賀県長浜市湖北町延勝寺1423番地1

再生債務者 丸岡 春樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第64号

京都府向日市寺戸町瓜生1番地の5

再生債務者 魚谷 幸信

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月7日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

## 令和7年(再イ)第203号

大阪市港区波除5丁目6番10-501号

再生債務者 中森 太一

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第62号

広島市南区大須賀町15番8-702号

再生債務者 嘉村 誠也

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第20号

徳島県徳島市応神町東貞方字八幡前125番地の6

再生債務者 吉崎圭市郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

徳島地方裁判所民事部

## 令和7年(再イ)第1号

愛媛県宇和島市柿原甲337番地5(前住所)

愛媛県宇和島市野川甲1426番地16

再生債務者 宮本 翼

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

松山地方裁判所宇和島支部

## 令和7年(再イ)第4号

青森県十和田市大字三本木字本金崎209番地12

再生債務者 伊藤 克久

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで

青森地方裁判所十和田支部

## 令和7年(再イ)第21号

栃木県小山市城北3丁目22番地8

再生債務者 山下 晃司

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定

## 令和6年(再イ)第266号

横浜市緑区霧が丘3丁目24番地 霧が丘グリーンタウン24-5棟504号

再生債務者 中村 広樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和6年(再イ)第267号

横浜市中区末吉町3丁目61番地 1110号室

再生債務者 宮下 智美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和6年(再イ)第29号

千葉県富津市大堀2-8-8 レオパレスミルフィーユ104号室(住民票上の住所)三重県四日市市小杉町228番地

再生債務者 郡 大輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで

令和7年6月20日  
千葉地方裁判所木更津支部

## 令和6年(再イ)第12号

千葉県香取市内野70番地

再生債務者 白鳥 靖幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで

令和7年6月19日 千葉地方裁判所佐原支部

## 令和6年(再イ)第544号

広島県広島市東区光町2-12-22-1201(開始決定時の住所)東京都葛飾区新小岩4-9-5

再生債務者 山越 健史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで

令和7年6月19日 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第10号

福岡県久留米市南薰西町2000番地1 南薰ハイツ703号

再生債務者 中西 栄葵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月9日まで

令和7年6月18日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年（再イ）第7号 宮城県黒川郡大郷町中村字屋舗33番地の14 再生債務者 大友 隆幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第28号 愛知県豊橋市向草間町字向中34番地1 再生債務者 川口 裕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（再イ）第8号 埼玉県児玉郡神川町大字植竹364番地15 再生債務者 大河原淳一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年（再イ）第70号 大津市坂本7丁目30番78号、（前住所）大津市 下阪本5丁目7番14号 再生債務者 中司 成美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第18号 宮城県岩沼市土ヶ崎4丁目13番11-B202号 再生債務者 中嶋 道 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第14号 福岡県久留米市山川安居野3丁目9番23-2 号 レガロシェルブルB号 再生債務者 荒木 駿一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第16号 神奈川県厚木市戸田2321番地1 ハイツルミ エール107 再生債務者 木山 康之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第2号 大津市和邇中浜478番地の1 プレマジュー ル志賀904、（前住所）大津市南船路95番地 再生債務者 國本 利雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第1号 茨城県水戸市平須町1824番地の74 マイシャ ト一平須105号 再生債務者 小澤 瑞輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第5号 岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田42番地1 レオパレスソレイユルヴァン206 再生債務者 及川 辰也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第1号 石川県七尾市佐味町ト部17番地4 再生債務者 清水 寛弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 金沢地方裁判所七尾支部	令和6年（再イ）第552号 大阪市東住吉区南田辺2丁目14番1号 再生債務者 杉本 強志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 大阪地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第7号 茨城県常陸大宮市姥賀町2970番地の7 再生債務者 庄司 博一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第5号 宮城県角田市佐倉字一本木町3番地1 再生債務者 残間 歩夢 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 仙台地方裁判所大河原支部	令和7年（再イ）第15号 静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2719番地の 1の1の3、1の1の4 再生債務者 矢部 芳孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年（再イ）第572号 大阪府守口市大久保町1丁目32番4号 再生債務者 松野 年貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第7号 栃木県足利市借宿町611番地1 プロスコー トⅢ102 再生債務者 丸山万里子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第16号 栃木県宇都宮市鶴田町2158番地5 再生債務者 小瀧 大介 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和6年（再イ）第50号 沖縄県島尻郡南風原町字兼城395番地1 フ ミーマンション2-C 再生債務者 小波津賢二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第3号 長野県松本市村井町西1丁目15番3号 再生債務者 小林 克也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月20日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第2号 松江市上本庄町381番地3 再生債務者 CHON KYONG TE 田京太(通称中林京太) 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 松江地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月10日まで 令和7年6月23日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第3号 松江市学園南2丁目19番8号 再生債務者 万代 照貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 松江地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第6号 松江市灘町232-1 再生債務者 原 美祈 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 松江地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 山形県酒田市幸町1-1-58 JR酒田寮404号室	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月15日まで 令和7年6月24日 秋田県由利本荘市石脇字田尻野10番地311	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 函館地方裁判所
令和7年(再イ)第6号 佐賀県伊万里市伊万里町乙85番地 再生債務者 古賀 和磨 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 松江地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 山形地方裁判所酒田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月15日まで 令和7年6月24日 秋田地方裁判所本荘支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月20日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第52号 東京都江戸川区南篠崎町2-17-5 再生債務者 高橋 則子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月20日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 富山地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月23日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第54号 東京都杉並区下井草4-23-20 Y. S. I 再生債務者 黒澤 和	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日岐阜地方裁判所 名古屋市緑区大高町字砦前58番地の3 再生債務者 伴 和将	札幌市中央区南9条西4丁目7番1-411号 再生債務者 鈴木 健太	金沢市小金町8番3号 ソレアードⅡ 205号 再生債務者 大西 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第4号 滋賀県草津市西渋川2丁目11番56—608号 レックスアルティ草津 再生債務者 濑川 雪恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月23日 大阪地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第6号 兵庫県小野市昭和町458番地の431 再生債務者 赤松さちえ 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月24日 神戸地方裁判所社支部	令和7年（再イ）第5号 兵庫県宝塚市雲雀丘3丁目15番19号 再生債務者 寺山 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	令和7年（再イ）第3号 愛媛県新居浜市瀬戸町12番50—102号 再生債務者 石村 裕美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 松山地方裁判所西条支部
令和7年（再イ）第29号 大阪府豊中市春日町5丁目11番10の3号 再生債務者 岡田 歩 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月23日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第16号 北九州市小倉南区北方3丁目70番20—303号 再生債務者 大川 優 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第14号 兵庫県姫路市別所町北宿194番地1 再生債務者 和田 晋輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第2号 鳥取県米子市下郷410番地 再生債務者 秋里 武信 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月20日 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年（再イ）第91号 大阪市平野区平野市町1丁目1番6号 再生債務者 新屋 洋一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月23日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第23号 北九州市八幡西区西折尾町16番7号（コーポ のじま301号） 再生債務者 竹内 宗一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第22号 兵庫県姫路市広峰1丁目5番34号 再生債務者 岩見 博崇 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第4号 鹿児島県姶良市脇元1805番地2 再生債務者 永井 大智 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日
令和7年（再イ）第155号 大阪府高槻市古曾部町5丁目2番16号 再生債務者 さくらトランスポートこと 宗林 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月23日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第5号 鹿児島県霧島市国分湊2番地2 再生債務者 前原 弘文 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第27号 兵庫県加古川市尾上町安田199番地の1 シャルヴィ加古川514号（従前の住所）大阪 府守口市祝町5番地の2 再生債務者 大西 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 神戸地方裁判所姫路支部	鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係 令和7年（再イ）第8号 広島市南区丹那新町11番6号 再生債務者 空野 朋子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月20日
令和7年（再イ）第15号 堺市西区上183番地2 再生債務者 福井 豊介 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月23日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第1号 鹿児島県霧島市国分湊2番地2 再生債務者 前原 弘文 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月11日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係	令和7年（再イ）第28号 兵庫県加古川市尾上町安田199番地の1 シャルヴィ加古川514号（従前の住所）大阪 府守口市祝町5番地の2 再生債務者 大西 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日 神戸地方裁判所姫路支部	広島地方裁判所民事第4部

<p><b>令和7年(再イ)第27号</b> 広島市安佐南区山本5丁目16番10—8号 再生債務者 前田健二郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 広島地方裁判所民事第4部</p> <p><b>令和7年(再イ)第28号</b> 広島市安佐南区山本5丁目16番10—8号 再生債務者 前田 理絵 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 広島地方裁判所民事第4部</p> <p><b>令和7年(再イ)第6号</b> 鹿児島県姶良市蒲生町下久徳1256番地14 再生債務者 清原 恵子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 熊本県山鹿市方保田813番地2 再生債務者 大島 隆三 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月24日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係</p>	<p><b>令和6年(再イ)第59号</b> 鹿児島市荒田1丁目7番1号 グランシャトー荒田205号、前住所埼玉県和光市新倉1丁目2番48号 エントピア301 再生債務者 鬼塚 俊 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係</p> <p><b>令和6年(再イ)第83号</b> 兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目7番12—217号 (前住所)兵庫県西宮市高須町1丁目4番3—308号 再生債務者 釘本 健一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 神戸地方裁判所尼崎支部</p> <p><b>令和6年(再イ)第88号</b> 兵庫県尼崎市蓬川町302番地の16—702 (前住所)兵庫県尼崎市蓬川町302番地の16—321号 再生債務者 小沼祐規子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 神戸地方裁判所尼崎支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第33号</b> 北九州市門司区上二十町9番4—503号 再生債務者 岩永 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p><b>令和6年(再イ)第78号</b> 熊本県菊池郡大津町大字大津1929番地6 再生債務者 大塚 雅史 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p><b>令和6年(再イ)第90号</b> 熊本県合志市豊岡2000番地2538 ドリームⅠ 101号 再生債務者 戸澤 幸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月15日まで 令和7年6月24日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第2号</b> 宮崎県都城市妻ヶ丘町22街区4号 再生債務者 谷口東二郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月15日まで 令和7年6月24日 宮崎地方裁判所都城支部</p> <p><b>令和6年(再口)第10号</b> 広島県大竹市立戸1丁目3番13号 フィオレット立戸103号 再生債務者 末森 浩介 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月23日 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(再イ)第3号</b> 山口県防府市大字田島1290番地の20 ジュネス90—203号室、前住所山口県防府市開田16番20号 再生債務者 大村 茂樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月23日 山口地方裁判所民事部個人再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第3号</b> 山口県光市大字三輪488番地34 再生債務者 西嶋 信子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 山口地方裁判所周南支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第9号</b> 高知市一宮中町2丁目11番16号 再生債務者 有澤 勇耶 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月24日 高知地方裁判所民事部個人再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第2号</b> 青森県十和田市西一番町11番17—1号 再生債務者 宮本 康博 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年6月24日 青森地方裁判所十和田支部</p>
---	---	--	--

**小規模個人再生による再生手続廃止**

令和6年(再イ)第77号

東京都八王子市上川町3885番地  
再生債務者 高野 熱

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年6月23日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第9号

福井市上北野1丁目26番2号

再生債務者 山元 孝博

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年6月23日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第10号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥4丁目13番地の4

再生債務者 鈴木 宣裕

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年6月24日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**給与所得者等再生による再生手続開始**

令和7年(再ロ)第1号

函館市堀川町11番2-2号

再生債務者 西山 伊代

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月25日まで

函館地方裁判所

令和7年(再ロ)第2号

栃木県足利市山川町63番地3

再生債務者 吉田 昌弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(再ロ)第5号**

広島県東広島市高屋町郷1137番地28

再生債務者 沖本 快

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで

広島地方裁判所民事第4部

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**

**令和6年(再ロ)第11号**

千葉県市原市光風台4丁目1152番地113

再生債務者 中村 涼太

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年7月10日まで
- 4 決定年月日時 令和7年6月23日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再ロ)第5号**

埼玉県所沢市大字下富868番地の36

再生債務者 西原 秀司

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年7月15日まで
- 4 決定年月日時 令和7年6月23日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年(再ロ)第1号**

京都府京丹後市久美浜町葛野410番地

再生債務者 磯部 聖司

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月17日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年7月25日まで
- 4 決定年月日時 令和7年6月24日

**給与所得者等再生による再生計画認可**

**令和7年(再ロ)第2号**

大津市水明2丁目11番地8

再生債務者 上田 富三

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年6月20日

大津地方裁判所民事部再生係

**所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年(チ)第4号**

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

申立人 狹山市長 小谷野 剛

亡平野良子の最後の住所 埼玉県狭山市狭山台3丁目10番地の8

所有者 亡平野良子相続財産

(不動産登記記録上の所有者) 東京都杉並区高円寺南四丁目5番3号平野忠芳

届出期間満了日 令和7年8月20日

令和7年6月20日

さいたま地方裁判所川越支部

**(別紙) 物件目録**

- 1 所在 狹山市狭山台三丁目

地番 10番8

地目 山林

地積 132平方メートル

- 2 所在 狹山市狭山台三丁目 10番地8

家屋番号 10番8

種類 店舗・居宅

構造 鉄骨造鉄筋コンクリート造2階建

床面積 1階 82.68平方メートル

2階 75.60平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年(チ)第3号**

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

申立人 長岡地域土地開発公社代表者理事 渡邊 則道

住所・居所 不明

本籍 東京都新宿区新宿3丁目803番地

共有者 (不動産登記記録上の共有者) 亡石丸サキ承継人) 石丸 春枝

届出期間満了日 令和7年8月19日

令和7年6月19日 新潟地方裁判所長岡支部

**(別紙) 物件目録**

- 1 所在 長岡市中之島字五十刈

地番 1476番

地目 田

地積 1021平方メートル

不明共有者の持分 30分の1

**令和7年(チ)第2号**

新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地

申立人 新潟県十日町地域振興局長 加納 行弘

住所・居所 不明

(最後の住所) 新潟県十日町市松之山五十子

平754番地2

共有者 徐 相粉

届出期間満了日 令和7年8月21日

令和7年6月20日 新潟地方裁判所高田支部

**(別紙) 物件目録**

所在 十日町市松之山五十子平字五十子平

地番 736番1

地目 畑

地積 198平方メートル

不明共有者の持分 8分の3

**令和7年(チ)第5号**

大阪市北区中之島3丁目6番16号

申立人 関西電力送配電株式会社

住所・居所 不明

所有者 大澤清一郎

届出期間満了日 令和7年8月20日

令和7年6月18日 神戸地方裁判所姫路支部

**(別紙) 物件目録**

- 1 所在 姫路市白浜字海山

地番 甲1200番

地目 畑

地積 201平方メートル



## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載 官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

株式会社アトラクションホールディングス  
代表取締役 桔梗谷 学

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万九千五百十七円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月三日

掲載頁

五十九頁(号外第一二二二號)

令和七年七月二日

名古屋市中村区名駅一丁目一番三号JR

ゲートタワー二七階

代表取締役

村上 嘉一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四万円減少し百八十七万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

宮崎県宮崎市橋通東三丁目六番三号富山ビル

ル四階

TEGENA TOWN合同会社

代表社員

福田 好哲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

名古屋市西区則武新町三丁目二番一〇号

Aigi株式会社

代表取締役

渡邊 雅浩

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百五十五万三千円、資本準備金の額を三億二千八十八万四百二十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙

官報

掲載の日付

令和七年六月十三日

掲載頁

八十二頁(号外第一二三一號)

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールUrawa A-I

○三号室

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり